

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任細則

平成16年10月1日  
細則第 45 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程（平成16年規程第3号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、学長の解任に関し必要な事項を定める。

(解任の発議)

第2条 規程第5条第1項の発議等を行う者は、次に掲げる書類を学長選考・監察会議の議長に提出する。

- (1) 解任請求書（様式第1-1号又は1-2号）
- (2) 解任理由書（様式第2号）

2 規程第5条の投票資格者は、請求時に規程第10条に該当する者とする。

(学内意向聴取の公示)

第3条 規程第6条第1項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 発議等の理由
- (2) 発議等の理由の正当性
- (3) 投票の期日

(解任の審議結果の公示)

第4条 規程第7条第2項に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 解任の可否
- (2) 解任の理由又は発議等を棄却する理由

(投票実施委員会の職務)

第5条 規程第8条に規定する投票実施委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 投票の公示に関する事。
- (2) 投票資格者の名簿作成に関する事。
- (3) 投票の実施に関する事。
- (4) 投票結果の判定及び確定に関する事。
- (5) 投票結果の公表に関する事。
- (6) 学長選考・監察会議への投票結果の報告に関する事。
- (7) その他投票の実施に関する必要な業務

2 投票実施委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き

議決することができない。

- 3 投票実施委員会の議決は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 投票実施委員会は、学長選考・監察会議に投票結果を報告したときに任務を終了し、解散する。

(投票の公示)

第6条 規程第9条に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 投票の日時及び場所
  - (2) その他投票の実施に必要な事項
- 2 公示は、投票日の14日前までに行う。

(投票資格者名簿の作成)

- 第7条 投票実施委員会は、規程第9条の公示日(以下「投票公示日」という。)において、投票資格者の名簿(様式第3号)を所属毎に50音順に作成する。
- 2 前項に規定する投票資格者の名簿は、投票公示日から投票の前日までの期間閲覧に供する。
  - 3 規程第10条ただし書に規定する「海外渡航」とは、6箇月以上の海外渡航をいう。

(異議申立等)

- 第8条 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤記等があると認めるときは、投票の前日までに投票実施委員会に異議を申し立てることができる。
- 2 投票実施委員会は前項の申立てがあつた場合、その内容を審査し、正当と認めるときは直ちに名簿を補正する。

(投票所)

- 第8条の2 規程第6条に規定する学内意向聴取は、第6条第1項の投票の場所(以下「投票所」という。)において行う。ただし、規程第10条に規定する投票資格者のうち、6箇月未満の海外渡航中のものであつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第5条第1項第14号に規定するものが、規程第6条第1項の公示の日において、投票所において投票を行うことができないことが明らかであるときは、当該投票資格者の申出により信書便(以下「郵便等」という。)による不在者投票を行うことができる。

(投票用紙等)

- 第9条 投票用紙は、投票日に投票所において身分証明書等で投票資

格者であることを確認のうえ交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条の2ただし書きの規定により郵便等で不在者投票を行おうとする者の投票用紙は、第13条第2項の規定により提出された身分証明書等の写しにより投票資格者であることを確認し、郵便等により交付することができる。
- 3 前2項の投票用紙は、様式第4-1号とする。
- 4 第2項の規定により、投票用紙を交付する場合は、不在者投票（郵便等）封筒（様式第4-2号。不在者投票（郵便等）外封筒及び不在者投票（郵便等）内封筒をいう。）を同時に交付するものとする。
- 5 第2項及び前項により投票用紙及び不在者投票（郵便等）封筒（以下「投票用紙等」という。）を交付した場合で、郵便事情等により投票用紙等が第2項の郵便等で不在者投票を行おうとする者に到達しないときは、その交付に関し投票実施委員会はその責を負わない。

（投票所及び投票箱の閉鎖）

- 第10条 投票実施委員会は、投票時間が終了したとき又は投票資格者のすべてが投票を終えたときに、投票所及び投票箱を閉鎖する。
- 2 投票所及び投票箱を閉鎖した後は、何人も投票することができない。

（開票）

- 第11条 開票は、投票実施委員会の委員3人が立ち会う。
- 2 前項の開票は、前条第1項に規定する投票所及び投票箱を閉鎖後、直ちに行う。

（投票の効力）

- 第12条 投票において、次の各号に掲げる投票は無効とする。
- (1) 正規の投票用紙を用いていないもの
  - (2) 投票における白票
- 2 前項に定めるもののほか、投票の効力については投票実施委員会が決定する。

（不在者投票）

- 第13条 規程第11条第1項に規定する不在者投票を行う者は、投票所において不在者投票申出書（様式第5-1号）を投票実施委員会に提出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項の郵便等で不在者投票を行おうとする者は、郵便等又は電子メールその他の電磁的記録により不在者投票（郵便等）申出書（様式第5-2号）及び身分証明書等の写し（以下これらを「不在者投票（郵便等）申出書等」という。）

を投票公示日から投票日前6日までの間に投票実施委員会に到達するよう提出しなければならない。

- 3 前項により不在者投票（郵便等）申出書等を提出した場合で、郵便等の事情、インターネット等の通信環境等により不在者投票（郵便等）申出書等が前項の期間に投票実施委員会に到達しないときは、その申出に関し投票実施委員会はその責を負わない。
- 4 不在者投票は、投票日前10日から投票日の前日までとする。
- 5 第8条の2ただし書きの規定により郵便等で不在者投票を行う者（以下この項において「投票者」という。）の投票は、投票用紙に投票の記載をし、投票者がこれを不在者投票（郵便等）内封筒に入れて封をし、さらに、表に当該投票者が署名をした不在者投票（郵便等）外封筒に不在者投票（郵便等）内封筒を入れて封をし、投票実施委員会に提出する方法により行うものとする。この場合において、当該投票用紙は、前項の期間（次項に定める休日を除く。）に投票実施委員会に到達するよう提出されなければならない。
- 6 不在者投票は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に行うことができない。

（投票の集計等）

- 第14条 投票実施委員会は、投票総数を集計し、投票人総数と照合する。
- 2 投票実施委員会は、投票用紙を点検し、集計のうえ開票報告書（様式第6号）を作成する。
- 3 投票実施委員会は、前項の開票報告書を学長選考・監察会議の議長に提出する。

（投票に関する事務）

- 第15条 投票に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

（その他）

- 第16条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1

日から適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 - 1 号 (第 2 条関係)

受付番号 No. \_\_\_\_\_

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任請求書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
学長選考・監察会議委員

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、学長の解任を請求します。

様式第 1 - 2 号 (第 2 条関係)

受付番号 No. \_\_\_\_\_

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任請求書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
学長選考・監察会議議長 殿

代表者 \_\_\_\_\_

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、学長の解任を請求します。

なお、本請求にあたり、同規程第 5 条第 2 項に定める同意（別紙 解任請求名簿）を得ております。

(別紙)

解任請求名簿				
年 月 日				
整理番号	氏名	所属	職名	備考

\*氏名は、自署とする。



様式第2号（第2条関係）

受付番号 No. \_\_\_\_\_

解 任 理 由 書

※国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程第3条各号のいずれに該当するのか明確にした上で、解任の理由について記入してください。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

投票資格者名簿				
年 月 日				
整理番号	氏 名	所 属	職 名	備 考

- (備考) 1. 名簿は、所属別、50音順に作成する。  
2. 整理番号は通し番号とする。  
3. 同姓同名がある場合は、備考欄に生年月日等を記入する。

様式第4-1号(第9条関係)

(表面)

学内意向聴取 投票用紙
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 学長選考・監察会議
折 り 目
法人 之 印

(記入面)

投票上の注意
一. 学長の解任を可とする場合は、「解任とする」の上欄に○を記載すること。
二. 学長の解任を否とする場合は、「解任としない」の上欄に○を記載すること。
三. ○の記号以外の記載は、無効とする。
解任とする
解任としない

様式第4—2号（第9条、第13条関係）

不在者投票（郵便等）封筒

\* 外封筒

\* 内封筒

（表）

（裏）

国立大学法人  
奈良先端科学技術大学院大学  
学長解任  
学内意向聴取不在者投票

所属

投票者氏名

投票年月日（元号）年月日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
学長選考・監察会議  
法人之印

様式第5-1号（第13条関係）

受付番号 No. \_\_\_\_\_

不在者投票申出書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
投票実施委員会委員長 殿

氏名 \_\_\_\_\_

私は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程第11条第1項の事由により、 年 月 日に公示のあった投票日（ 年 月 日）に投票できないため、不在者投票を申し出ます。

様式第5-2号（第13条関係）

受付番号 No. \_\_\_\_\_

不在者投票（郵便等）申出書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
投票実施委員会委員長 殿

氏名 \_\_\_\_\_

私は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程第11条第1項の事由により、 年 月 日に公示のあった投票日（ 年 月 日）に投票できないため、身分証明証等の写しを添えて、郵便等による不在者投票を申し出ます。

なお、投票用紙及び不在者投票（郵便等）封筒は、下記に記載の送付先に郵送してください。

投票用紙及び不在者投票（郵便等）封筒の送付先

--

様式第6号（第14条関係）

開票報告書

1 投票実施日 年 月 日（ ）

2 投票開始及び終了時間 時 分から 時 分

3 開票所

4 開票開始及び終了時間 時 分から 時 分

5 投票資格者数 名

6 投票総数

投票総数 (内 不在者投票数)	有効投票数	無効投票数
( )		

7 投票結果

解任を可とする数	備考

8 投票立会人

印  
印  
印

年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
投票実施委員会